

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）の改正について
（中間のまとめ）」への意見

2022年6月24日
東京商工会議所

【意見要旨】

- ① カーボンハーフ実現のために必要なコストの検討・開示 【追記依頼】
カーボンハーフ実現のためには、省エネや再エネのさらなる拡大、脱炭素技術の開発・実装が必要であるが、そのためにどれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという視点が不可欠である。
そうしたコスト検証を十分に行い、都民や事業者に明確に開示すべきである。
- ② 省エネ性能基準（最低基準）強化に係る実効性の確保 【追記依頼】
国が目指す省エネ性能を早期実現し、建物の更なる性能向上を図る目的で、省エネ・断熱の性能基準（最低基準）を国基準以上に引き上げることが検討されているが、事業者の混乱や非効率化を招くことのないよう、具体的な基準を専門家等によって検討する際には、今後の国の基準強化の程度や時期との整合をとり、準備期間を設けるなど基準の実効性を高めていただきたい。
- ③ 太陽光発電設備やZEV充電設備の設置義務化に係る支援ならびに透明性の確保 【追記依頼】
新築建物について、太陽光発電設備、ZEV充電設備等の設置義務化が検討されているが、その設置や運用、更新に係る費用負担等の問題が生じることから、都民や事業者など設置者の不安を払しょくするよう、設置・更新支援等の対策を講じ、理解をしっかりと得る必要がある。また、事業者に課せられる太陽光発電等の設置義務量を含めた詳細な制度設計にあたっては、設置現場の実態を踏まえ、対象事業者および都民に対し不断の情報公開を行うなど、透明性を確保しながら進めていただきたい。
- ④ 国への報告との重複作業の効率化 【追記依頼】
東京キャップ&トレード制度や地球温暖化対策報告書制度において、対象事業者は国の省エネ法に基づき同様の報告書を提出していることから、重複作業にならないよう、制度設計にあたっては、報告の効率化・負担軽減など、簡素化を図られたい。
- ⑤ 再エネ利用・CO₂排出量削減の目標・達成状況の報告・公表における事業者配慮 【検討依頼】
既存建物について、事業者による再エネ利用状況やCO₂排出量削減の目標・達成状況を公表する仕組みが検討されているが、目標未達の事業者にとって不利益な情報開示を義務付けることにならないよう、制度設計にあたっては、報告・公表について任意項目を設けるなどの配慮をお願いしたい。
- ⑥ 制度対象となる関係者などに対する丁寧な説明と導入に向けた支援 【追記・検討依頼】
再エネ設備やZEV充電設備の設置義務化、東京キャップ&トレード制度や地球温暖化対策報告書制度の強化・拡充など、制度強化によってどの程度の追加コストが求められ、それをどのように負担していくのか、制度対象となる関係者を含む都民・事業者に丁寧な説明し、理解を得る必要がある。事業者の声を聞きながら専門家による制度設計を進めていただくとともに、実施までの準備期間を十分設け、報告システム改善や事業者に対する説明会など各種導入に向けたサポートをきめ細かく行っていただくようお願いしたい。

【該当箇所と具体的意見】

中間のまとめ該当箇所	東商の意見内容
<p>【2030年カーボンハーフに向けた取組の基本的考え方】 (12 ページ 14-16 行目)</p> <p>➤ 具体的には、現時点で入手可能な技術の全面活用を前提に、省エネの最大化(化石燃料の消費削減とエネルギー効率の向上)、あらゆる分野での脱炭素エネルギーへの転換、低炭素資材利用への転換と生物多様性への対応を併せて推進する必要がある。</p>	<p>カーボンハーフ実現のためには、省エネや再エネのさらなる拡大、脱炭素技術の開発・実装が必要であるが、どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのかという視点が不可欠である。<u>下線部分</u>を挿入願いたい。</p> <p>➤ 具体的には、現時点で入手可能な技術の全面活用を前提に、省エネの最大化(化石燃料の消費削減とエネルギー効率の向上)、あらゆる分野での脱炭素エネルギーへの転換、低炭素資材利用への転換と生物多様性への対応を併せて推進する必要がある。<u>推進策を講じるにあたっては、どれほどのコストが追加的に発生し誰が負担するのか都民や事業者に表示すべきである。</u></p>
<p>【省エネ性能基準(最低基準)の強化】 (20 ページ 8-15 行目)</p> <p>➤ 国が目指す省エネ性能の早期実現の観点も踏まえ、都においても、現行の省エネ性能基準(最低基準)を国基準以上に引き上げ、更なる性能向上を図るべきである。(中略) 具体的な基準値については、これまでの制度対象建物における用途ごとの実績や各基準への達成難易度、国の強化の方向性、エネルギー消費性能(外皮性能を含む。)を算定する計算プログラムの動向等の考慮など、専門家等による技術的見地からの意見も踏まえて、設定すべきである。</p>	<p>国が目指す省エネ性能を早期実現し、建物の更なる性能向上を図る目的で、省エネ・断熱の性能基準(最低基準)を国基準以上に引き上げることが検討されているが、事業者の混乱や非効率化を招くことのないよう、具体的な基準を専門家等によって検討する際には、今後の国の基準強化の程度や時期との整合をとり、準備期間を設けるなど基準の実効性を高めていただきたい。<u>下線部分</u>を挿入願いたい。</p> <p>➤ 具体的な基準値については、これまでの制度対象建物における用途ごとの実績や各基準への達成難易度、国の強化の方向性・<u>程度・時期との整合性</u>、エネルギー消費性能(外皮性能を含む。)を算定する計算プログラムの動向等の考慮など、専門家等による技術的見地からの意見も踏まえて、設定すべきである。</p>
<p>【中小規模新築建物に対する取組を強化する必要性・意識】 (32 ページ 1-3 行目)</p>	<p>新築建物で太陽光発電設備やZEV充電設備の設置義務化が検討されているが、費用負担等の問題が生じることから、都民や事業者など設置者の不安を払拭するため、設置・更新支援等の方策を</p>

中間のまとめ該当箇所	東商の意見内容
<p>➤ 制度の構築とともに、円滑な運用を図る上で、太陽光発電設備等を設置するメリット等を分かりやすく伝えることは重要であり、あわせて、都民や事業者等が感じる不安をできる限り払しょくするための方策についても、多面的に検討していくべきである。</p>	<p>講じ、理解をしっかりと得る必要がある。<u>下線部分</u>を挿入願いたい。</p> <p>➤ 制度の構築とともに、円滑な運用を図る上で、太陽光発電設備等を設置するメリット等を分かりやすく伝えることは重要であり、あわせて、<u>設置や運用、更新に係る費用負担等の問題をはじめ</u>都民や事業者等が感じる不安をできる限り払しょくするための方策についても、多面的に検討していくべきである。</p>
<p>【再エネ設備の設置に関する最低基準・義務量について】 (36 ページ 18-19 行目)</p> <p>➤ 制度対象事業者における再エネ設備の設置に関する義務量は、設置実態や都内の地域特性等（設置可能率）を踏まえ設定すべきである。</p>	<p>太陽光発電等の設置義務量を含めた詳細な制度設計にあたっては、設置現場の実態を踏まえ、対象事業者および都民に対し不断の情報公開を行うなど、透明性を確保しながら進めるべきである。<u>下線部分</u>を挿入願いたい。</p> <p>➤ 制度対象事業者における再エネ設備の設置に関する義務量は、設置<u>現場</u>の実態や都内の地域特性等（設置可能率）を踏まえ設定すべきである。<u>また、対象事業者および都民に対し不断の情報公開を行うなど、透明性を確保することが必要である。</u></p>
<p>【(東京キャップ&トレード制度) 対象事業所の積極的な取組を後押しする仕組みの充実】 (48 ページ 16-18 行目)</p> <p>➤ 対象事業所の負担軽減策についても検討すべきである。具体的には、制度における報告等のオンライン手続きの拡大や、東京都建築物環境計画書制度の届出書類の活用など、提出書類の簡素化等の取組が必要である。</p> <p>【(地球温暖化対策報告書制度における) 積極的な取組を後押しするインセンティブ策】 (55 ページ 3-24 行目)</p>	<p>東京キャップ&トレード制度の対象事業者は国の省エネ法に基づき同様の報告書を提出していることから、重複作業にならないよう報告の効率化・負担軽減を希望する。48 ページについて、<u>下線部分</u>を挿入願いたい。また、地球温暖化対策報告書制度のインセンティブ策 (55 ページ) においても同様に報告の簡素化を図られたい。</p> <p>➤ 対象事業所の負担軽減策についても検討すべきである。具体的には、制度における報告等のオンライン手続きの拡大や、東京都建築物環境計画書制度の届出書類<u>や国の省エネ法に基づく報告書</u>の活用など、提出書類の簡素化等の取組が必要である。</p>

中間のまとめ該当箇所	東商の意見内容
<p>【(地球温暖化対策報告書制度における省エネ・再エネ利用の) 目標となる達成水準の提示と報告書による達成状況の報告】</p> <p>(51 ページ 20-23 行目)</p> <p>➤ 提出義務者においては、都が示した各水準の達成に向けた、事業者としての推進計画を策定し、その達成状況について毎年度提出する報告書に記載する形で、都に報告する仕組みを検討すべきである。また、達成状況を記載した報告書は、事業者及び都の双方において公表する仕組みとすべきである。</p>	<p>中小規模事業所における省エネと再エネ利用をさらに促進するため、これまで任意報告とされていた省エネ・再エネ利用に関する目標について、都が達成水準を示し、目標達成に向けたアプローチを促すという点には賛同する。他方、達成状況を記載した報告書を公表する仕組みについては、目標未達の事業者等にとって不利益な情報開示を義務付けることにならないよう、報告・公表について任意項目を設けるなど配慮をお願いしたい。</p>
<p>【制度対象となる関係者など多様な主体との連携・協力】</p> <p>(72 ページ 19-21 行目)</p> <p>➤ 都が目指している社会の姿や制度強化の必要性・理由などを、制度対象となる主体のみならず、都民や企業等に対して、実践に役立つ情報、困りごと等の解消につながる情報等も含めて、わかりやすく伝えていくことを求める。</p>	<p>様々な規制制度強化によってどの程度の追加的にコストが求められ、それをどのように負担していくのか、制度対象となる関係者を含む都民・事業者丁寧に説明し、理解を得る必要がある。<u>下線部分</u>を挿入願いたい。</p> <p>➤ 都が目指している社会の姿や制度強化の必要性・理由、追加的に必要となるコストやその負担のあり方などを、制度対象となる主体のみならず、都民や企業等に対して、実践に役立つ情報、困りごと等の解消につながる情報等も含めて、わかりやすく伝えていくことを求める。</p> <p>また、事業者の声を聞きながら専門家による制度設計を進めていただくとともに、実施までの準備期間を十分設け、報告システム改善や事業者に対する説明会、各種導入サポートをきめ細かく行っていただくようお願いしたい。</p>

以上